

審議会等の職務指定に係る委員に関する意見・要望等

男女共同参画会議における議員発言

男女共同参画会議（第17回）（平成17年2月25日（金））議事録から抜粋

○片山議員 （略）それからもう一つは、まちづくりで県などに都市計画審議会とか建築審査会とか、そういう関わりのある審査会があるのですが、これが大体男性ばかりになっています。鳥取県などはそこに女性を4割以上入れて、彫刻家とか芸術家とかも加えようとしているのですが、国の制度の方でどうしても充て職などがあるものですからなかなか思うに任せないこともあります。地方の実践が可能となるよう、それから国の制度改革、法律で規制しているところの改革も合わせて行っていただければありがたいと思っています。

（略）

○片山議員 （略）そこでお願いですけれども、実は災害対策基本法に基づきまして県単位で都道府県防災会議というものがあります。この構成メンバーが全部法律で決まっています、例えば警察本部長とか、地方整備局長とか、自衛隊とか、これをずっと実際に当てはめてみますと、50名くらいですが、ものの見事に男性ばかりになるんです。全部充て職ですが、私はこれはいけないと思ひまして鳥取県では独自に、例えば看護協会の方とか、女性が入るべく入るようにしているのですが、それでも50名のうちの6名とか7名にしかない。圧倒的に男ばかりで、事実上、男になるんです。その辺は少し災害対策基本法を見直していただいて、女性も必要的に入るようにしていただければと思います。

男女共同参画基本計画改定に関する意見

平成 17 年 10 月 13 日
全 国 知 事 会
男女共同参画特別委員会

男女共同参画基本計画改定にあたっては、地域における実態を踏まえ、地方公共団体の意見を十分反映した上で策定することが必要である。ついては、基本計画に、別添の項目を追加するよう求める。

なお、真の男女平等、男女共同参画社会の実現のため、次の施策について、引き続き推進されたい。

1. 次世代育成支援対策の推進について

子育てを社会全体で支援するため、国民の意識改革推進のための積極的な広報の実施、子育て環境の整備、子育て家庭への経済的支援の充実、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しなど、総合的に次世代育成支援対策を推進すること。

2. 自治体における女性職員の登用、働きやすい職場環境づくりについて

仕事と家庭生活を両立できる環境を整備するため、特定事業主行動計画に基づく都道府県の取組に対する支援を行うこと。

3. 女性の健康支援について

自治体においては、性差の視点で設置された「女性専用外来」を通して、女性に対する保健・医療・福祉サービスの提供に取り組んでいるところであるが、国において生涯を通じた総合的、包括的なこれらのサービスを保障するシステムを政策的に確立すること。

4. DV対策の推進について

DV被害者に関し、全国的に一定水準のサービスを提供するため、広域連携に関する全国的な基準の整備を行うなど、DV被害者の受け入れ環境を整備すること。

男女共同参画基本計画改定にあたって追加すべき項目

- 女性国会議員の割合拡大
 - ・比例区の候補者名簿登録における一定割合の設定（クォータ制）の導入
- 審議会等委員の任命に係る法令上の職務指定の見直し
- 特定事業主行動計画に基づく都道府県の取組に対する支援
 - ・優良事例の普及、男性を含めた育児休業率の公表等情報提供
- 国家公務員の常勤職員の短時間勤務制度等の早期導入の検討
- M字型カーブの要因分析、各種統計における都道府県別データの公表など、男女共同参画の状況把握のための調査・研究の充実
- 国民の意識改革の推進
 - ・家事・育児における男女共同参画に関する国民的意識啓発、参加促進
 - ・国民の意識改革推進のための、積極的な広報の実施
- 「ジェンダー」の使用について後退しないように
- 女性の再就職の支援の総合的な取組に向けた計画の推進体制の整備、強化
- 両親の家事・育児参加の促進
 - ・父親・母親の育児休業取得の促進
 - ・父親の産後期間の休業制度の創設
- 企業及び中小企業に対する働きかけ
 - ・一般事業主行動計画に関する都道府県への情報提供
 - ・多様な就業形態に対応した処遇や雇用補償制度の整備
 - ・中小企業等への意識改革
 - ・中小企業に対する、働く場の男女の職業生活と家庭・地域生活の両立に向けた効果的な啓発・広報、指導・援助の強化
 - ・300人以下の従業員を雇用する事業主における一般事業主行動計画の策定の義務付け
- 育児休業取得者に対する補償の充実
 - ・育児休業給付金の支給割合の引き上げ
- 地方公務員における育児・介護のための短時間勤務制の導入
- 子育てに係る経済的負担の軽減
 - ・乳幼児医療費助成制度の創設
 - ・児童手当の拡充
- 保育サービス、放課後児童対策の充実
 - ・待機児童ゼロに向けた保育所の整備促進
 - ・特別保育の充実支援
 - ・放課後児童クラブへの支援強化
- 地域における自主的な子育て支援活動の支援
- 小児慢性特定疾患の治療に係る対象者の拡充

- 地域の実情とニーズに即した次世代育成支援の施策展開が図られるよう、国と地方の新たな枠組みの検討
- 全国画一的視点から、地域性を活かした施策が展開されるような視点への転換
- 高齢者に対する虐待の実態に関する調査研究
- 公営住宅におけるシルバーハウジングの整備の推進
- バリアフリー化等住宅リフォームの推進
- DV防止のための予防教育の推進
- 都道府県の広域連携のためのルール整備
 - ・全国統一のルールの整備
 - ・全国的な受け入れ施設の情報ネットワークの構築
 - ・内閣府・厚生労働省が連携した広域連携のためのルール整備の早期実施
- 自立支援に資する環境整備
 - ・住宅や就労先確保における公的身元保証制度の創設
- DV被害者の受入れ環境の整備
 - ・高齢者、障害者等の特性に合わせた一時保護施設の整備支援
 - ・一時保護施設退所後の受入体制の整備支援
 - ・児童虐待対応との連携を進める枠組みづくり
 - ・男性被害者への対応体制づくりに対する支援
 - ・市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援
- 加害者更生の強力な推進
 - ・加害者更生のための実効性ある法的枠組みの整備
 - ・加害者更生プログラムの策定
- DV被害者に対する経済的支援
 - ・DV被害者世帯に対する母子世帯と同様の支援
- 民間の団体に対する援助に関する財源措置
- ライフステージに応じた女性の健康保持増進
 - ・女性の青壮年期、中・高齢期それぞれに対応した医療の普及啓発
- 女性に対する生涯を通じた保健・医療・福祉サービスを保障するシステムの確立
- 医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識の普及を図るとともに、医療関係者の養成課程における性差医療に関する教育の実施
- 女性医師が仕事と家庭を両立できる環境整備の推進
- 周産期医療体制・小児医療体制の充実
- 学校教育及び家庭教育並びに社会教育における食育の推進
- 女性のチャレンジに向けた気運の醸成
 - ・チャレンジに関心の低い層に向けての、必要な情報提供

平成18年度

国の施策に対する提案・要望

(平成17年7月)

埼 玉 県

新生埼玉の未来を創るために

埼玉県政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

私は、あらゆる行政分野に「安心・安全を確保する思想」を貫き、県庁を「優れた経営体」に再生させ、「一番のサービス産業」として機能させるという3つの哲学を掲げ、新生埼玉の未来を創る取組を進めているところです。

本県では、これまで、極めて厳しい財政状況に対処し、県政を進展させるため、経営戦略会議や出資法人あり方検討委員会などを設置し、県政の重要課題に関する方向性の再検討を行ってきました。また、2,003にのぼる全ての事務事業について、ゼロベースから見直すなど、徹底した県政の改革に取り組んでまいりました。

さらに、本年度からの3か年を取組期間とした「埼玉県行財政改革プログラム」を新たに策定いたしました。このプログラムでは職員定数の削減などの緊急対策を実施し、多額の収支ギャップを圧縮する「地方自立のための財政基盤の強化」、顧客主義と成果主義の視点から、県庁内部の組織や仕事の進め方を見直し、県と国・市町村・民間との役割分担や連携のあり方を見直す「県民に向けた行政の意識改革」、県内産業の支援に努めるとともに、県外から人や企業・投資を呼び込む「活力ある埼玉の実現」の3点を基本方向とした大胆かつ計画的な県政改革にスピード感をもって取り組むこととしております。

また、今後は、人口減少や全国一のスピードで進む高齢化など、本県の将来の大きな変化を見据えた、新たな総合計画の策定に着手してまいります。

しかしながら、地方の自主性・自立性を高める上で不可欠な税財源の移譲の問題をはじめとした「三位一体改革を始めとする地方分権改革の実現」、日本を地域から再生していくための「経済の活性化」、テロなどへの迅速かつ適切な対応や国民保護計画策定などの「危機対策」等、全国的、広域的な視点からの制度の改正や対応が求められ、地方公共団体の努力だけでは解決できない事項や、特に国の御支援をいただきたい事項が数多くございます。

つきましては、次に掲げる本県からの提案・要望事項につきまして、特段の御理解と御協力をいただきたくお願い申し上げます。

平成17年7月

男女共同参画局長

名 取 は に わ 様

埼玉県知事

上田 清司

男女共同参画社会づくりの推進について

(要望先：内閣府・厚生労働省)

(県担当課：男女共同参画課)

- 1 配偶者等からの暴力（DV）被害者への支援策の充実や民間支援団体に対する財政的援助の充実を図るとともに、加害者対策への取組を強化されたい。
- 2 人身取引被害者の一時保護、安全確保等の支援については、国が主体となって体制整備に取り組まれたい。
- 3 審議会等への女性の一層の登用を進めるため、法令等に定める職指定制度の改善など、委員資格要件の緩和を図られたい。

【本県の現状・具体的要望内容】

- 1 本県では、平成11年度に「埼玉県男女共同参画推進条例」を全国に先駆けて制定し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進している。特に、女性に対する暴力の被害者の支援については、苦情処理委員を設置するほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護（以下、配偶者暴力防止法という。）に関する法律に基づき、埼玉県婦人相談センターを配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、県内10か所の福祉保健総合センターとともに、相談援助を行っている。
 - (1) 配偶者からの暴力被害者の中には、事実上婚姻関係が破綻しているにもかかわらず、加害者の不同意等により「法律上の婚姻関係が継続している」ことをもって、被害者の援助が十分に図られないケースが少なくない。ついては、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金などについて、暴力被害母子については、一定の要件のもと母子家庭に準ずる取扱いとするなど、被害者保護等の観点から見直しを図られたい。
 - (2) 配偶者等からの暴力を受けた被害者が、自立に向け、住居を探し、就職活動を行う際、身元保証人等の不在が大きな障害となっている。

配偶者暴力防止法の改正により、国及び地方公共団体による被害者の自立支援責務が明確化されたところであり、就業の促進、住宅の確保支援対策として、身元保証人、連帯保証人を公的に確保するシステムを創設されたい。
 - (3) 一時保護された被害者は、けがの治療や体調不良により医療機関への受診が必要な場合が多く、生活保護が適用されない被害者においては、医療費が大きな経済的負担となっている。被害者が必要な医療を安心して受けられるよう、

婦人相談所に一時保護されている期間の医療費本人負担分を婦人保護費の対象経費とするなど、公的負担の方法を検討されたい。

また、避難先の秘匿性を確保するため、各保険者に対して被害者の医療費通知をしないよう依頼しているが、各保険者の対応はまちまちである。国において、DV被害者の医療費通知の取扱いに係るガイドラインを作成し、各保険者へ周知徹底を図られたい。

- (4) 配偶者からの暴力被害者の保護については、今後ますます行政需要が増加し、市町村の役割も大きくなるものと見込まれる。については、配偶者暴力相談支援センターの業務を行う市町村に対する国の財政的支援措置を検討されたい。
- (5) 民間の団体に対する援助については、配偶者暴力防止法第26条に、国及び地方公共団体の努力が規定されているところであるが、地方公共団体が民間団体に対して財政的な援助を講じた場合の国の措置は、特別地方交付税の算定に付加するという臨時的要素の強い対応にとどまっている。については、地方公共団体からの当該援助経費について臨時的要素の強い特別地方交付税から普通地方交付税に切り替えるとともに、民間団体の被害者支援活動に対する国の財政支援制度を創設されたい。
- (6) 配偶者等からの暴力の防止には加害者対策が不可欠である。先進的な諸外国では、加害者に対する教育プログラムを開発し、これを受けさせるための法制度を整備している。国においては、加害者対策の実効性を担保するため、法整備を含めた仕組みづくりに積極的に取り組まれたい。

- 2 婦人相談所において人身取引被害者への適切な対応を求められているが、一時保護体制の整備、被害者の安全確保や支援策等について都道府県のみでの対応は困難なため、国が主体となった人身取引被害者への支援制度の整備を図られたい。

特に、一時保護期間中の人身取引被害者の医療費については、被害者が不法滞在等である場合に、必要な医療の確保が困難となることが予想されることから、早急な対応を図られたい。

- 3 本県では、平成14年2月に男女共同参画の基本計画である「埼玉県男女共同参画推進プラン^{にいまるいちまる}2010」を策定し、県の審議会等における女性の委員の割合に目標値を設定するなど、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会・埼玉を目指している。

そこで、審議会等への女性の一層の登用を進めるため、法令等に定める職指定制度の改善など、委員資格要件の緩和を図られたい。

【DV対策実施状況】

相談実績

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
DV相談件数	1,100件(15.3%)	2,769件(22.0%)	3,164件(25.7%)	3,274件(31.1%)
全体相談件数	7,210件	12,561件	12,294件	10,527件

婦人相談センター入所者数

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
DV入所者数	109件(79.0%)	114件(67.1%)	136件(77.3%)	133件(79.2%)
全入所者数	138件	170件	176件	168件

【審議会等における女性の委員の割合】

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
法令必置の審議会等	17.0%	17.8%	18.7%	19.6%	19.7%	20.7%	23.5%
法令任意及び 条例設置審議会等	31.1%	32.7%	31.4%	34.8%	35.2%	36.1%	37.4%
全審議会等	22.5%	23.9%	23.3%	25.2%	25.7%	26.9%	29.2%

※ 平成10～14年までは、6月1日現在。平成15年は3月31日現在。

平成16年は4月1日現在。